

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 2 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 藤井事務局長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 21 坂野 大徹・2 田中 康章

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可取消願について (所有権移転)
- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
- 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (使用貸借)
- 議案第 7 号 事業計画変更承認申請について
- 議案第 8 号 非農地証明願について
- 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長

それでは第2回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、ありませんが川邊委員が遅れるということです。
現時点の出席委員は13名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
21番 坂野 大徹委員、2番 田中 康章委員です。よろしくお願いいたします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。
報告第1号から第3号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局

それでは、報告案件の説明をさせていただきます。
議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から8で、合計件数は8件、面積はすべて田で、16,950㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから4ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は25,213㎡で、その内訳は田が16,543㎡、畑が8,670㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、太陽光発電施設用地
番号2、番号3、駐車場用地
番号4、建売（分譲）住宅用地
番号5、太陽光発電施設用地
番号6、庭園用地
番号7から番号9、太陽光発電施設用地
でございます。

以上、件数は9件、合計面積は4,793㎡で、その内訳は田が664㎡、畑が4,129㎡、でございます。

議 長	<p>事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。 それでは、議案事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 雲出、受人 _____、面積 10,195㎡、渡人 _____、面積 2,669㎡、申請地 雲出伊倉津町十八割 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,359㎡。</p> <p>これにつきまして、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。</p> <p>番号2、地区 豊津、受人 _____、面積 2,595㎡、渡人 _____、面積 5,798㎡、申請地 河芸町影重里中 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 677㎡。</p> <p>これにつきまして、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。</p> <p>なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。</p> <p>番号3、地区 上野、受人 _____、面積 13,554.70㎡、渡人 _____、面積 3,760㎡、申請地 河芸町東千里内浜田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡ 外3筆、合計面積 3,400㎡。</p> <p>これにつきまして、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。</p> <p>以上、件数は3件、合計面積は5,436㎡で、その内訳は田が4,521㎡、畑が915㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 雲出。</p>
村澤委員	<p>5番村澤です。地元推進委員と現地確認させていただきました。別に何の問題もありませんでした。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号2、地区 豊津。お願いします。</p>

喜多委員 8番喜多です。地元推進委員と現場をみましたが、別に何の問題もありませんでした。事務局の説明どおりです。

議 長 番号3、地区 上野。お願いします。

喜多委員 8番喜多です。3番は地元推進委員と現場を見てきましたが、別に問題ないということで、事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町安濃西川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 875㎡。
これにつきましては、平成31年3月18日付けにて許可を受けましたが、売買契約が不成立となったため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、面積は畑で1, 875㎡でございます。

以上で説明終わります。
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安濃。お願いします。

海野委員 12番海野です。事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員からは、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、承認することに決定いた

します。

議長 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 河内、申請者 _____、申請地 芸濃町河内松原_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 112㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和45年4月頃に、用水及び排水が整備されておらず、日当たりも悪く苦慮していたため、杉の苗木を60本植林し、これまで山林として管理してきた旨の、始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で112㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 河内。お願いします。

片岡委員 9番片岡です。2月7日に地元推進委員と事務局とで現地確認いたしました。事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いします。

議長 地元委員から、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

議長 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページから10ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、

渡人 _____、申請地 一身田平野浜中_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 190㎡ 外1筆、合計面積 2, 340㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネルの設置面積は597.6㎡、パネル設置率は25.5%となりますが、管理用通路と、隣接地も同一事業者で申請地までの進入路が狭いことから、点検及び駐車スペースを設け、境界より1メートル離隔をとったうえフェンスで囲うなど、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用することが確認されます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一身田平野浜中_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 422㎡ 外1筆、合計面積 1, 122㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、597.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、受人 特定医療法人 _____ 理事長 _____、渡人 _____、申請地 納所町蔵田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 490㎡ 外5筆、合計面積 3, 077㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、既に許可済みである北側に隣接する_____と一体利用するものです。

転用目的は、_____に関し地元から寄せられた要望に応えるべく、新たに進入用道路を新設すると共に、当初計画の変更により減少した駐車場を構築し補おうとするものです。

なお、当案件に関連する案件が、議案第7号にて計上されており、この両議案が承認された以後は、現在、都市計画法の変更開発許可申請中であるため、同時に許可書を交付することとなります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 高茶屋、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 城山三丁目_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 434㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町西添_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、483.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本八幡前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 264㎡。

これにつきまして、東側に隣接し、住宅敷地が狭く苦慮していた受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場及び庭用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 雲林院、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町雲林院西之院_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 541㎡ 外1筆、合計面積 1,332㎡。

これにつきまして、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が_____、材木保管倉庫及び木材の集積場として使用するものですが、昭和58年頃より、当目的で使用していた旨の始末書が添付されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町今徳天野山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 327㎡。

これにつきまして、_____する受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を高さ1.2メートルのフェンスで囲い、ドッグラン用地とするものです。

なお、当目的での利用に関し、隣接土地所有者からの承諾書が添付されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 香良洲、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 265㎡ 外2筆、合計面積 460㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、602.00㎡、パネルの設置率は、実測値で計算すると転用面積の90.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 香良洲、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 812㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、736.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の90.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 香良洲、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 1,362㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,320.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の9
6.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 香良洲、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 364㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、342.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の94.
0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は13,905㎡、このうち田が9,444
㎡、畑で4,461㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 一身田。お願いします。

田村委員 2番田村です。2月7日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認いたしま
した。特に意見なく、事務局説明どおりですので、よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 安東。

川邊委員 23番川邊です。2月7日の日に、3反以上ですので、部会長、地元納所地
区の推進委員にも出席いただき、私たち、初めて現地を見させていただきまし
た。これといって問題ございません。今、やっとなるのは _____ の工事にかか
っている延長線ですので、よろしくお願いします。

太田委員 補足説明をさせていただきます。 _____ の建物の位置の農地転用は昨年済
ませておりますが、現在、 _____ の公道を利用するのではなくて、安全安心
を考えて、 _____ に進入する道を考えて。これからの進入を考えて、 _____
が所有する土地の中で進入路を設置すると、良心的に考えられたという説明を

補足しておきます。皆さんにご理解をいただきたい。よろしくお願いします。

議長 番号4、地区 高茶屋と番号5、地区 雲出。お願いします。

村澤委員 5番村澤です。7日に地元推進委員、事務局と現地確認いたしました。別に問題はないのですが、5番について、地元推進委員が、境の杭が打っていないと。真ん中に市道があるが、市道と田んぼの間に境の杭が打ってない。市とちゃんと立ち会いしていただきたいとの意見がでました。それ以外は何の問題もありません。よろしくお願いします。

議長 番号6、地区 棕本。

牧野委員 10番牧野です。2月7日に地元推進委員と立ち会いました。何の問題もありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号7、地区 雲林院。

片岡委員 9番片岡です。7日に会長、部会長、地元推進委員、事務局と現場を確認いたしました。事務局が説明したとおりです。よろしくお願いします。

議長 番号8、地区 村主。

内藤委員 13番内藤です。2月7日に海野委員、地元推進委員と確認いたしました。何も問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号9から番号12、地区 香良洲。お願いします。

村澤委員 5番村澤です。7日に現地確認いたしました。地元推進委員も何の問題もありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号1から番号12について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

議長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 上野、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町西

千里大谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 436㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、372.50㎡、パネルの設置率は、転用面積の85.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里西浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 731㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、434.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

次に、番号3の営農型太陽光発電につきましては、初めて審議される委員がお見えになることから、これより少しお時間を頂戴し、許可要件等の概略をお手元の資料を参考に、説明させていただきます。

まず、営農型資料の1枚目、『営農型太陽光発電設備について』をご覧ください。

左上に記載のありますとおり、営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指し、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となるものです。

次に下をご覧ください。

営農型太陽光設置の許可要件としては、これまでの恒久転用となる太陽光設置の時と変わらず、転用の確実性と周辺農地への被害防除措置についてご判断いただくものですが、加えて、主に下部での営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているかどうか、支柱の高さは、2メートル以上確保し、農業機械等の利用が可能であるかなどを確認する必要があります。

次に右上にある「一時転用期間の延長」欄をご覧ください。

当初平成25年3月に農地転用許可制度上の取扱いが明確化された時は、一時転用期間が3年であったものを、これまでの実状に合わせ、平成30年5月に農地法の改正がなされ、優良農地における営農型太陽光設置の一時転用は、一定の条件を満たせば10年とする変更が行われました。

営農型資料の2枚目、『三重県内の営農型発電許可実績一覧表』をご覧ください。

三重県内では、各市町とも設置件数はさほど多くありませんが、営農型太陽光に対する具体的な電話や窓口相談等、増加傾向にあると関係各機関より聞き及んでおります。

次に、【許可条件の項目について】をご覧ください。

営農型太陽光設置にかかる許可書には、8項目の許可条件を追加し、発行されるもので、これにより許可を受けた者は、毎年の農作物に係る状況の報告、

営農状況が著しく劣っている場合など、適切な営農が継続されていない場合は、作付作物の変更や太陽光発電施設の改善措置を迅速に講じなければならない等の制約を受けることとなります。

それでは、番号3の説明させていただきます。

番号3、地区 椋本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本富家 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 823 m²の内2. 90 m²。

これにつきまして、借人は、貸人との間に10年間の使用貸借を設定し、一時転用許可を受けて、申請地の上空に簡易な構造で容易に撤去できる設計がなされた、支柱の高さが2メートル以上ある、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものです。

なお、当施設の下では、認定農業者で高野尾町にお住まいの _____ が利用権設定を行い、木漏れ日程度の日照が一日中あれば育ち、乾燥に弱いとされる、 _____ を栽培する計画がされております。

また、設置者と営農者の関係性と、 _____ 栽培に関する理由書が添付され、この中では、太陽光発電施設の下で営農行う者は、専業農家として42年間農業にたずさわり、これまで _____ も長年栽培してきた中で、強い日差しによる生育不良などの被害に悩まされ、人工的に日陰を作るなど試行錯誤を行ってきたことと、当計画を知ってから、設置者と営農者が互いに、利点のある共存が可能となるよう、協議と調整を重ねてきた結果、 _____ に適した環境にするべく、縦列配置されるパネルの間を2メートル空けることで、作物に最も適した日照を確保し、効率的な発電も行えるようにする計画に至った旨の確認ができます。

農地区分といたしましては、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外により一時転用が認められるものと判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1, 169. 90 m²、このうち田が2. 90 m²、畑で1, 167 m²でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 上野。お願いします。

喜多委員 8番喜多です。7日に地元推進委員と現場を見ましたが、問題ないということで、事務局の説明どおりですので、よろしく願いします。

議 長 番号3、地区 椋本。お願いします。

牧野委員 10番牧野です。2月7日に地元推進委員、農業委員と事務局で現場を見さ

せてもらいました。こうゆう新しい方法で太陽光が作られる。_____を作っているが、夏お陽さんが強いと、真っ赤っかに枯れていく。_____は認定農業者で、ええかげんなことはせん人ですので、事務局の説明どおりで、よろしくをお願いします。

議 長 日除けにするのですな。了解しました。

議 長 番号1から番号3について、地元委員から、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願（使用貸借）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町新出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 204㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするため、許可を得たものになりますが、隣接地の地目「宅地」において、住宅建築が可能となったため、取消しを願い出たものになります。

以上、件数は1件、面積は畑で、204㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1、地区 高野尾。お願いします。

田中委員 2番田中です。住宅用地ということで、去年、現地を確認したところ。今回取消しということで、現場を確認いたしました。宅地のところに建てておりましたので、事務局の説明どおりです。何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 地元委員からは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号については、承認をすることに決定いたします。
議 長	次に議案第7号 事業計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 事業計画変更承認申請について、でございます。</p> <p>番号1、地区 安東、申請者 特定医療法人 _____ 理事長 _____、申請地 納所町西沢田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,003㎡ 外8筆、合計面積 18,805㎡です。</p> <p>これにつきましては、既に許可を受けた後に、通学路の安全性及び地域道路の渋滞予測に対する地元からの改善要望、_____及び周辺道路の改良など、周辺の状況に対応するため、計画を変更し承認を得ようとするものです。</p> <p>なお、当初許可を得た_____の内容に、変更が生じていないことを踏まえ、農地法関係事務処理要領、各号に照らし合わせたところ、承認要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、件数は1件、面積は田で18,805㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1、地区 安東。お願いします。
川邊委員	23番川邊です。事務局の説明どおりで問題ないと思います。
議 長	地元委員からは、異議のない旨の報告がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第7号については、承認することに決定いたします。
議 長	次に議案第8号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第8号 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号1、地区 楡形、願出者 _____、申請地 殿村鴻巣_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 99㎡ 外1筆、合計面積 251㎡。</p> <p>これにつきましては、昭和50年9月10日に撮影された、国土地理院の航空写真により、申請地はこの時すでに住宅用地として使用されていることが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当するこ</p>

とから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町浜田長峯_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 435㎡ 外1筆、合計面積 484
㎡。

これにつきましては、平成10年11月16日に撮影された、国土地理院の
航空写真により、申請地はこの時すでに倉庫等用地として使用されていること
が確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過して
いる土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当す
ることから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は735㎡で、このうち田が49㎡、畑で68
6㎡でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 楡形。お願いします。

東海委員 4番東海です。2月7日に川邊委員、地元推進委員と、事務局で現地確認い
たしました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 黒田。お願いします。

喜多委員 8番喜多です。7日に地元推進委員と現場を確認いたしました。何ら問題な
く、事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員からは、異議のない旨の発言がありまし
た。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、証明することに決定いた
します。

議 長 次に別冊でお配りしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条
の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で144,889㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,682㎡、契約件数は80件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで17,465㎡、契約件数は7件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で54,138㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,762㎡、契約件数は14件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借のみで39,068㎡、契約件数は10件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借のみで13,901㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、契約ございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて278,149㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて9,444㎡、合計契約件数は116件、合計面積は287,593㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区24件、河芸地区6件、安濃地区13件、芸濃9件で合計52件、合計面積は188,862㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で44.8%、面積で65.7%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号62についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号104についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号46、ほか2件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この3件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号43、ほか1件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この2件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第9号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第2回第1農地部会を終了いたします。

午前10時47分

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年2月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____